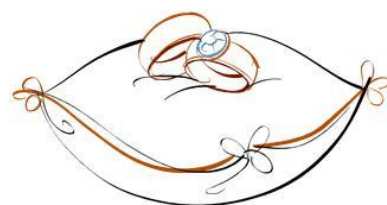


私たち、結婚して さぬき市で暮らします。



さぬき市結婚定住奨励事業



令和5年3月31日までに婚姻し、
市内に定住していただいた夫婦に対して
さぬき市共通商品券10万円分をお渡しします。

■ 商品券を受給できる方(以下の全ての要件を満たすこと)

- ① 婚姻日現在において、夫婦いずれかの年齢が40歳未満である。
- ② 婚姻日から起算して6か月を経過する日までに夫婦ともに市内に住所を有している。
- ③ 婚姻後、夫婦ともに1年以上本市に住所を有し、かつ、その後も定住の意思を有する。
- ④ 過去に夫婦ともにこの事業による商品券の交付を受けていない。
- ⑤ 夫婦ともに市税及び国民健康保険税を滞納していない。

■ 申請期間

夫婦ともにさぬき市内に住所を有した時期が

【婚姻日以前の場合】

婚姻日を基準に1年経過してから、6か月以内

【婚姻日から6か月以内の場合】

転入日を基準に1年経過してから、6か月以内

■ 申請方法

結婚定住奨励事業商品券交付申請書(請求書)に戸籍全部事項証明書を添えて提出してください。

【問合せ先】

さぬき市役所 政策課 結婚定住奨励事業係

〒769-2195 さぬき市志度5385-8 tel(087)-894-1112 FAX(087)-894-4440

1st Wedding Anniversary